

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人社団 相和会

医療法人番号

所在地 神奈川県相模原市中央区淵野辺三丁目2番8号

損 益 計 算 書

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		9,723,579
1 事業収益		
2 事業費用		
(1) 事業費	9,199,809	
(2) 本部費	520,525	9,720,334
本来業務事業利益		3,244
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		248,284
2 事業費用		229,670
附帯業務事業利益		18,613
事業利益		21,858
II 事業外収益		
受取利息及び配当金	6,780	
受取地代家賃	22,876	
受取手数料	12,891	
受取保険金	198	
補助金収入	1,105	
その他の事業外収益	11,405	55,256
III 事業外費用		
支払利息	5,598	
貸倒引当金繰入額	3,053	
雑損失	1,909	10,561
經常利益		66,554
IV 特別利益		
固定資産売却益	163	163
V 特別損失		
固定資産除却損	13,193	
その他の特別損失	6,070	19,264
税引前当期純利益		47,453
法人税・住民税及び事業税	11,017	
法人税等調整額	5,644	16,661
当期純利益		30,792

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

医療法第51条第2項該当法人

法人名 医療法人社団 相和会

医療法人番号

所在地 神奈川県相模原市中央区淵野辺三丁目2番8号

財 産 目 録

(令和3年3月31日現在)

1. 資	産	額			9,961,237 千円
2. 負	債	額			3,423,577 千円
3. 純	資 産	額			6,537,659 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,615,560
B 固 定 資 産	6,345,677
C 資 産 合 計 (A+B)	9,961,237
D 負 債 合 計	3,423,577
E 純 資 産 (C-D)	6,537,659

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土	地	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建	物	(□ 法人所有 □ 賃借	■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

医療法第51条第2項該当法人

医療法人番号

法人名 医療法人社団 相和会
所在地 神奈川県相模原市中央区淵野辺三丁目2番8号

純資産変動計算書
(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

	積立金						積立金合計	評価・換算差額等			純資産合計
	設立等積立金	退職給与積立金	試験研究積立金	医療設備積立金	別途積立金	繰越利益積立金		其他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和2年3月31日 残高	3,200	130,000	170,000	116,537	5,142,000	948,930	6,510,668	△ 4,698		△ 4,698	6,505,970
会計年度中の変動額								897		897	897
当期純利益						30,792	30,792				30,792
会計年度中の変動額合計						30,792	30,792	897		897	31,689
令和3年3月31日 残高	3,200	130,000	170,000	116,537	5,142,000	979,722	6,541,460	△ 3,800		△ 3,800	6,537,659

- 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券
時価のあるもの
会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

②たな卸資産

最終仕入原価法に基づく低価法

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・建物附属設備 8年～39年

構築物 2年～20年

医療用器械備品 3年～8年

その他の器械備品 4年～15年

車両運搬具 2年～6年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェアについては、法人における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、定額法を採用しております。但し、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便的な処理を採用することとし、一部の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理を採用しております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便的な処理を採用することとし、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便的な処理を採用することとし、期末要支給額を

退職給付債務とする方法を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6 補助金等の会計処理

固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上しております。

7 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

医療法人会計基準平成28年4月20日厚生労働省令第95号に基づいて作成しております。

8 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

9 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

10 有形固定資産から控除されている減価償却累計額

有形固定資産から控除されている減価償却累計額は、7,427,427千円となっております。

11 担保に供されている資産に関する事項

担保に提供されている資産は、土地1,361,775千円、建物1,718,645千円であり、これらに対する借入金は、440,606千円となっております。

12 税効果会計の適用について

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

令和3年3月31日

退職給付引当金	197,100千円
賞与引当金	80,119千円
組合損失の損金不算入額	14,281千円
その他有価証券評価差損金	1,420千円
繰延税金資産合計	<u>292,922千円</u>

13 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

内 訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
① 大野北地域包括支援センター 運営事業委託料	相模原市	42,029千円	-
② 光が丘地域包括支援センター 運営事業委託料	相模原市	43,958千円	-
③ 新型コロナ関連補助金	国	100,717千円	
④ 新型コロナ関連補助金	神奈川県	242,784千円	
⑤ 新型コロナ関連補助金	相模原市	17,106千円	
⑥ その他	-	1,727千円	△17,277千円
合 計		448,323千円	△17,277千円

14 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			該当なし						

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者と 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
			該当なし				

取引条件及び取引条件の決定方針等

15 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

16 重要な後発事象に関する事項

該当なし

17 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし